

宿泊約款

【適用範囲】

第 1 条

1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、

この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、

2.当ホテルが、法令等及び習慣に反しない範囲での特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

【宿泊契約の申し込み】

第 2 条

1.当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1)宿泊客名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料金による)

(4)a.申込者名及びその連絡先

b.宿泊料金の支払い者名及びその連絡先

(5)その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第 3 条

1.宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3.申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、但し、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金を要しないこととする特約】

第 4 条

1.前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

第 4 条の 2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

【宿泊契約締結の拒否】

第 5 条

1.当ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊契約の締結を拒むことができるものとし、ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2)満室により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。

イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同上第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。

ロ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ)法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

(5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

(6)宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(7)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8)宿泊しようとする客が、泥酔等で他の宿泊客及びホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客及びホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(9)宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

【宿泊客の契約解除権】

第6条

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

第7条

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合は、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ)暴力団、暴力団員、暴力団構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ)法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3)宿泊に関し暴力的行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
 - (4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5)宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7)宿泊客が、泥酔等で他の宿泊客及びホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客及びホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8)寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (9)宿泊客が次条の規定する登録・呈示等を行なわないとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

【宿泊の登録】

第8条

- 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (3)その他、当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 3.外国人にあっては、本人確認のための旅券を呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。
各宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時間からチェックアウト時間がござい場合は、設定時間が優先となります。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 午前 11 時以降の超過 1 時間当たり

- ・スイートルーム、ジュニアスイートルーム 1 室 ¥7.000-を追加
- ・ガーデンヴィラ、グランドコテージ 1 室 ¥4.000-を追加
- ・その他のお部屋タイプ 1 室 ¥3.000-を追加

(2) 18 時間以降は、基本室料の 100%

【利用規則の遵守】

第 10 条

1.宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第 11 条

1.当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内のディレクトリー等でご案内いたします。

- フロントサービス等
- イ 門限なし
- ロ フロント 24 時間
- ハ キャッシャー 24 時間

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適切な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第 12 条

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定法は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行なっていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

第 13 条

1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

第 14 条

1.当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第 15 条

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2.宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとします。但し、所有者の照会、指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。

【駐車責任】

第 16 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

【宿泊責任】

第 17 条

1.宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項参照)

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

内訳	精算
宿泊者が支払うべき総額宿泊料金	-
1.基本料金(室料)	-
2.サービス料	1×10%
3.消費税	(1+2)×消費税率
4.飲食料及びその他の料金	-

別表第2

違約金(第6条第2項参照)

ご予約の お取消し日	ご予約人数（取消料率）		
	1名~9名	10名~40名	41名~
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
1日前	50%	80%	80%
2日前	30%	50%	80%
3日前	30%	50%	80%
7日前	20%	30%	50%
14日前	—	—	30%
20日前	—	—	20%

別表第2に関する補足

- 1.%は、基本宿泊料又は団体の場合は見積金額に対して発生します。
- 2.連泊案件の場合、各宿泊日に対して規定による算出を致します。
- 3.別途契約を締結した場合は、その内容を優先致します。
- 4.ご夕食は7日前より100%発生いたします。

2025 年 9 月 1 日改正

利用規則

オクマプライベートビーチ&リゾートでは、お客様に安全且つ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守りいただけないときは、やむを得ず宿泊約款第 7 条第 1 項によりご宿泊並びにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、且つ当ホテルが被った損害をご負担いただく場合もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1.客室ご利用について

- (1)客室よりの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2)ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内鍵とドアガードをお掛けください。
- (3)ドアがノックされたときは、ドアガードを掛けたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認下さい。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉をなさらず、フロントデスクにご連絡ください。
- (4)当ホテルは全室禁煙(電子タバコ含む)です。喫煙は所定の喫煙場所にてお願いいたします。
- (5)客室にて喫煙が発覚した場合には、1 泊分の客室代金を請求させていただく場合がございます。
- (6)火災になりやすい場所での喫煙はご遠慮ください。
- (7)その他火災の原因となる行為はご遠慮ください。
- (8)客室内では暖房用、炊事用などの火器等火災の原因となりやすいものをご使用にならないでください。
- (7)ホテルの許可なく客室を営業行為或いは集会行為(展示会、パーティーその他)の為に使用する等、ご宿泊以外の目的でのご利用はご遠慮ください。
- (8)ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状の著しい変更はご遠慮ください。
- (9)ホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- (10)ご訪問客とのご面会はロビーでお願いいたします。
- (11)宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りします。
- (12)客室内の備品は客室外に持ち出さないでください。
- (13)館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については実費を申し受けます。

2.お部屋の鍵について

- (1)ご滞在中お部屋からお出掛けの際は、客室のキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。（当ホテルは自動施錠になっております）
- (2)ホテル内のレストラン・売店・ビーチメニュー・エコツアー等をご署名によってご利用になる場合は客室キーをご提示ください。

3.お支払い等について

- (1) お会計はご出発の際にフロントにてお願いいたします。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますのでその都度お支払いください。
- (2) 到着時にお預かり金を申し受ける事がございますので、予めご了承ください。
- (3) お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立て替えはお断りさせていただきます。
- (4) 客室内の電話をご利用の際は、利用料が加算されますのでご了承ください。
- (5) 法定の税金の他、サービス料として 10%を加算させていただいております。
- (6) 旅行者用小切手以外の小切手によるお支払い及び両替はお断りいたします。
- (7) ご予定のご宿泊日数を変更される場合は、予めフロントにご連絡ください。ご延長の場合は、それまでの宿泊日数分のお支払いをお願いいたします。

4.貴重品、お預かり品について

- (1)ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、客室に備え付けのセーフティーボックス(無料)をご利用ください。万が一紛失、盗難等が発生した場合、当ホテルではその責任を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。
- (2)ホテル内での遺失物の処理は、一定期間ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- (3)クロークでのお預かりものは、所定の期間を経過しても連絡がない場合、次の期間を限度とし、お引き取りの意思がないものとして処理させていただきます。

5.ホテル内では他のお客様のご迷惑になる下記の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- (1)動物、鳥等のペット(但し、介助犬、 ペット同伴宿泊可能な部屋でのペット 【犬に限る】 同伴は可能です)

- (2)火薬、揮発油、その他の発火、又は引火性の物
 - (3)悪臭及び強い臭いを発する物
 - (4)法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤、麻薬の類
 - (5)ホテル外から飲食物を持ち込む等
 - (6)賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
 - (7)浴衣、バスローブ、スリッパ等でパブリックエリアに出ること
 - (8)広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
 - (9)ホテルの許可なく、ホテル内で撮影した画像又は動画を営業上の目的で使用する事
- ※当ホテル敷地内や館内での撮影については撮影ポリシーに準ずる。
- (10)緊急事態、或いはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室など、お客様用以外の施設に立ち入ること
 - (11)未成年者だけの宿泊は保護者の許可がない限りお断りいたします

6.暴力団及び暴力団員、並びに公共の秩序に反する恐れがある場合について

- (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
 - (2)反社会的団体及び反社会団体員(暴力及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテルご利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
 - (2)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められるような行為をされた方についても当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。
 - (3)当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
 - (4)その他、上記各事項に類する行為が認められた場合は、ご利用をお断りいたします。
 - (6)旅行者用小切手以外の小切手によるお支払い及び両替はお断りいたします。
- (8) 予定の宿泊日数を変更される場合は、予めレセプションにご連絡ください。ご延長の場合は、それまでの宿泊日数分のお支払いをお願いいたします。

2025年9月1日改正